

三国税務署での 取組事項

1 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用拡大

e-Taxの利用拡大に向け、利便性を高める各種施策を推進しており、オンライン利用率は順調に増加しています。
特に、法人税及び消費税につきましては、添付書類を含めたe-Tax(ALL e-Tax)を推進しています。



2 マイナンバーカードの普及・利活用の促進

マイナンバーカードを活用した納税者利便の向上施策を推進するとともに、確定申告や税を考える週間など様々な機会において、マイナンバーカードの普及促進に向けた周知・広報に取り組んでいます。



3 事業者のデジタル化促進

税務手続のデジタル化と併せて、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、デジタル化推進に取り組んでいます。
事業者の業務のデジタル化が進むことにより、正確性の向上や業務の効率化による生産性の向上といったメリットの享受が期待されます。



4 期限内納付の推進

期限内納付の推進を図るため、納期限の周知、計画的な納税資金の積立、任意の中間申告制度の積極的な活用、ダイレクト納付を利用した予納などの取組に関する様々な情報を、国税庁ホームページ「納税に関する総合案内」に掲載し、納付の期限や納税資金の積立てに関する周知・広報を積極的に実施しています。



5 キャッシュレス納付の利用拡大

納税者利便の更なる向上と納税事務の効率化のため、令和8年度までにキャッシュレス納付(ダイレクト納付などの電子納税、振替納税、クレジット納付やスマホアプリ納付をいいます。)の比率を5割程度とすることを目指し、その利用拡大に取り組んでいます。



6 電子納税証明書(PDF)の利用拡大

電子納税証明書(PDF)につきましては、①スマホで請求・受取、②手数料負担の軽減、③期間内であれば何度でも印刷及び使用可といったメリットがありますので、電子納税証明書(PDF)の利用拡大に取り組んでいます。



7 電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度への対応は、経理のデジタル化・ペーパーレス化による業務の効率化につながります。
特に、訂正削除履歴の保存等に対応した「優良な電子帳簿」は、内部統制や対外的な信頼性の確保の観点から有用です。
説明会等への講師派遣の御要望がございましたらお気軽に税務署まで御相談ください。



8 法定調書のe-Tax提出について

令和7年提出の法定調書が30枚以上の場合、令和9年の法定調書は、e-Tax等による提出が必要となります。また、提出義務がない源泉徴収票(支給500万円以下など)を、e-Tax等で提出された場合、マイナンバー連携により自動入力の対象となります。
年末調整手続の電子化や法定調書のe-Tax提出の推進に取り組んでいます。



9 インボイス制度の円滑な定着に向けた取組

インボイス制度につきましては、事業者の方に制度を十分理解していただき、登録要否の検討を含め、制度開始後の実務上のお問合せに対する情報を国税庁HPにて発信しています。(裏面参照)
制度開始後は、負担軽減措置(2割特例等)の周知を行い、個々の事業者の立場に立って、事業者からの相談に的確かつ丁寧に対応できるよう相談体制を確保しています。



10 自主点検チェックシートの利用促進

国税庁の後援事業となっております「自主点検チェックシート」を活用した税務コンプライアンスの向上につきましては、積極的に取り組んでいただいているところであり、改めて感謝申し上げます。今後とも、「自主点検チェックシート」を活用した「納税者の自発的な納税義務の履行」に向けた取組について、より一層の御意見を賜りますようお願い申し上げます。



11 租税教育の充実

租税教育の充実を図るためには、貴会との連携した取組が必要ですので、引き続き、租税教室に関する情報交換や講師派遣等に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。



○ 「ふくい電子納税推進プロジェクト」について

令和6年5月30日(木)、「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」を行い、関係する23団体での認識を共有しました。
令和6年8月からは、福井県内の金融機関及び納税関連団体で組成する「ふくい電子納税推進プロジェクト」を福井銀行内に組成し、地域全体のデジタル化を進めるべく取組を行うこととなりました。



○ 採用募集活動について

国税局においては、将来の税務行政を担う人材を確保するため、採用募集活動を行っております。
募集活動に当たっては、国税の職場を広く知っていただくために、各種パンフレットや職場紹介動画(Web-Tax TV)の作成のほか、学生や転職希望の方を対象にした参加型の職場体験や業務説明会を実施しております。



9 インボイス制度の円滑な定着に向けた取組 続き

インボイス制度につきましては、事業者の方に制度を十分理解していただき、登録要否の検討を含め、制度開始後の実務上のお問合せに対する情報を国税庁HPにて発信しています。制度開始後は、負担軽減措置(2割特例等)の周知を行い、個々の事業者の立場に立って、事業者からの相談に的確かつ丁寧に対応できるよう相談体制を確保しています。

① インボイス記載事項チェックシート等のご案内

インボイスに記載すべき事項の確認や、受領したインボイスに必要な事項が記載されているかの確認にご活用いただけるチェックシートを作成しております。

このほかにも、消費税やインボイス制度のポイント等を各5分程度で解説したYouTube動画、各種リーフレットを、下記リンク先に掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

なお、カメラで撮影したインボイスから登録番号や金額等を自動的に入力して帳簿に反映する機能や、デジタルインボイスをやりとりする機能を備えた会計ソフト等をご利用いただくことで、インボイス制度への対応がスムーズになるほか、バックオフィス業務全体を効率化することにもつながりますので、ぜひご検討ください。

○インボイス制度に関する動画・リーフレット

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm



○動画「申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？」

<https://www.youtube.com/watch?v=CV7aUqw2gxE>



② 取引上の留意点

消費税について課税事業者に転換した取引先(売手側)から、免税事業者であったときの取引価格からの引上げを求められたにもかかわらず、価格交渉に応じず、一方的に従来どおりの取引価格に据え置いた場合、独占禁止法・下請法等に違反するおそれがあります。独占禁止法・下請法等の考え方については、別添資料をご確認ください。

なお、買手側では、従来から消費税相当分を支払ってきたと認識している場合でも、売手側では、消費税相当分として支払われている分も含む金額がいわゆる本体価格として妥当な金額であると認識して取引しているような場合があります。売手側からは価格交渉を申し出にくい場合もあることから、買手側においては、取引先との間で消費税相当分の金額に関する認識の不一致が生じないように注意し、インボイス制度を機に課税事業者に転換した事業者に対しては、必要に応じて価格引上げの要否を確認するなど、適正な取引関係の構築にご留意ください。

○免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A

※各ホームページに掲載されているものは同様の内容です。

【財務省】https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】<https://www.iftc.go.jp/invoice/index.html>

【中小企業庁】<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

○インボイス制度に関する相談先一覧

(取引先から不当な扱いを受けた際の相談先を含む)

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

